

交通政策審議会海事分科会基本政策部会運営規則（案）

（趣旨）

第一条 交通政策審議会令第七条第一項の規定に基づき海事分科会に設置する基本政策部会の議事の手続きその他基本政策部会の運営に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 委員 交通政策審議会令第二条第一項に規定する委員をいう。
- 二 臨時委員 交通政策審議会令第二条第二項に規定する臨時委員をいう。

（組織）

第三条 基本政策部会は、委員及び臨時委員で構成する。

（部会長）

第四条 基本政策部会に部会長を置き、基本政策部会に属する委員のうちから互選により選任する。

- 2 部会長に事故があるときは、基本政策部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第五条 基本政策部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、基本政策部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ないときのほかは、少なくとも五日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び臨時委員に通知する。

第六条 委員及び臨時委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を部会長に通知しなければならない。

（議長）

第七条 部会長は、議長となり基本政策部会の議事を運営する。

（委員及び臨時委員以外の者の出席）

第八条 部会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、基本政策部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第九条 基本政策部会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事）

第十条 基本政策部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 基本政策部会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の公開)

第十一条 基本政策部会の会議及び議事録は、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合は、部会長は、会議又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(小委員会の設置)

第十二条 基本政策部会は、特定の事案を調査審議させるため、必要があると認められるときは、小委員会を設けることができる。

第十三条 第五条から第十一条までの規定は、小委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「基本政策部会」とあるのは「小委員会」と、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十四条 基本政策部会の庶務は、海事局内航課において処理する

(雑則)

第十五条 この規定に定めるもののほか、基本政策部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年六月二十八日から施行する。